

平成 29 年 4 月 25 日

安曇野市教育委員会

平成 29 年 4 月 定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

<b>議案第1号</b>	教育部 学校教育課														
平成29年4月25日提出	(課長) 鎌崎 孝善 (センター長) 曽根原 正之 (担当) 宮澤 慎二														
タイトル	平成29年度学校給食センター運営委員会委員の選任について														
協議を要する事項の内容	教育委員から平成29年度学校給食センター運営委員会委員を選任														
要旨	安曇野市学校給食センター条例及び学校給食センター運営委員会規則の規定に基づき、教育委員から平成29年度学校給食センター運営委員会委員の選任をお願いするものです。														
説明	<p>1 設置目的 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項を審議し、その意見を答申します。</p> <p>2 構成員（平成28年度の委員は別紙のとおり）</p> <table> <tbody> <tr> <td>教育委員</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>小学校長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>中学校長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>PTA連合会</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>学校医代表</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>薬剤師代表</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10名</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 任期 委嘱の日から平成30年3月31日まで</p> <p>4 参考 「安曇野市学校給食センター条例」及び「安曇野市学校給食センター運営委員会規則」は、別紙のとおり。</p>	教育委員	1名	小学校長	1名	中学校長	1名	PTA連合会	5名	学校医代表	1名	薬剤師代表	1名	計	10名
教育委員	1名														
小学校長	1名														
中学校長	1名														
PTA連合会	5名														
学校医代表	1名														
薬剤師代表	1名														
計	10名														

○安曇野市学校給食センター条例

平成17年10月1日条例第228号

改正

平成18年10月16日条例第53号

平成19年9月28日条例第33号

平成22年6月28日条例第26号

平成23年12月26日条例第26号

平成28年3月23日条例第21号

安曇野市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条の規定により、学校給食の調理等の業務を処理するため、安曇野市学校給食センター(以下「学校給食センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 学校給食センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
安曇野市北部学校給食センター	安曇野市穂高9747番地
安曇野市堀金学校給食センター	安曇野市堀金烏川3000番地
安曇野市中部学校給食センター	安曇野市豊科南穂高2661番地1
安曇野市南部学校給食センター	安曇野市三郷明盛84番地2

(管理運営)

第3条 学校給食センターは、安曇野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理運営する。

(運営委員会)

第4条 学校給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、安曇野市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項を審議し、その意見を答申する。

3 運営委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

4 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱又は任命する。

5 第2条の給食センターごとに小委員会を設置することができる。

6 第1項及び前項の委員会の規定は、別に定める。

(守秘義務)

第5条 運営委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同

様とする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の豊科町学校給食センター管理条例（昭和38年豊科町条例第4号）、穂高町学校給食センター運営委員会規則（平成13年穂高町教育委員会規則第2号）、三郷村学校給食センター管理規則（平成15年三郷村教育委員会規則第3号）又は堀金村給食センター運営委員会規則（平成17年堀金村教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年10月16日条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月28日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月26日条例第26号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日条例第21号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## ○安曇野市学校給食センター運営委員会規則

平成17年10月1日教育委員会規則第19号

### 改正

平成20年4月22日教委規則第6号

平成20年5月28日教委規則第7号

平成28年1月25日教委規則第1号

## 安曇野市学校給食センター運営委員会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、安曇野市学校給食センター条例（平成17年安曇野市条例第228号）第4条の規定に基づき、安曇野市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 安曇野市学校給食センター条例第4条第1項の規定による運営委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育委員代表 1人
- (2) 小学校長代表 1人
- (3) 中学校長代表 1人
- (4) 小学校及び中学校PTA代表 5人
- (5) 学校医代表 1人
- (6) 薬剤師代表 1人

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人
- (3) 監事 3人

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 監事は、給食費に関する会計を監査する。

### (役員の選任方法及び任期)

第5条 役員の選任方法及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員長及び副委員長は委員のうちから互選する。
  - (2) 監事は、第2条第1項第2号及び第3号の委員のうちから1人、同項第4号の委員のうちから2人をもって充て、これらの委員により互選にする。
- 2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の豊科町学校給食センター管理条例（昭和38年豊科町条例第4号）、穂高町学校給食センター運営委員会規則（平成13年穂高町教育委員会規則第2号）、三郷村学校給食センター管理規則（平成15年三郷村教育委員会規則第3号）又は堀金村給食センター運営委員会規則（平成17年堀金村教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 第5条の規定にかかわらず、この規則施行後最初に任命される委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

附 則（平成20年4月22日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年5月28日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月25日教委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年度 安曇野市学校給食センター運営委員会名簿（10人）

	職　名	氏　名	選出区分	備考
1	委　員	勝家 昌昭	小学校長	堀金小学校長
2	副委員長	横内 理恵子	教育委員	
3	委員長	古幡 栄一	中学校長	明科中学校長
4	委　員	羽田野 賢二	PTA連合会 (中部センター)	市PTA連合会副会長
5	委　員	杏 賀奈子	PTA連合会 (北部センター)	市PTA連合会副会長
6	委　員	齊藤 洋人	PTA連合会 (中部センター)	豊科北小PTA副会長
7	委　員	二木 多賀子	PTA連合会 (南部センター)	三郷小PTA副会長
8	委　員	三石 武宜	PTA連合会 (堀金センター)	堀金中PTA副会長
9	委　員	須澤 大知	医　師　会	医師会理事
10	委　員	横林 和彦	薬　剤　師	薬剤師会々長

※ 委員の任期は、平成29年3月31日までとなります。

<b>議案第2号</b>	教育部 生涯学習課
平成29年4月25日提出	(課長)蓮井 昭夫 (担当係長)堀金 一恵

タイトル	第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会委員の選任について
決定を要する事項の内容	第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会委員の選任
要旨	「第2次安曇野市生涯学習推進計画」を策定することに伴い、広く市民の意見を反映させ、計画内容を提言する組織として「第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会」を設置しました。その委員の選任について、お願いするものです。
説明	<p>1 目的 第2次安曇野市生涯学習推進計画策定に係る提言をするため。</p> <p>2 所掌事務 (1)計画の策定に関すること。 (2)計画に係る市民からの意見の<u>分析</u>に関すること。 (3)その他計画の策定に必要な事項に関すること。</p> <p>3 構成員 15人 (別紙のとおり) (1)生涯学習に関する見識を有する者 (2)学校教育関係者 (3)社会教育関係者 (4)家庭教育関係者 (5)安曇野市社会教育委員 (6)市内の生涯学習に関する団体の関係者 <u>(7)その他教育委員会が必要と認める者</u></p> <p>4 任期 平成29年4月27日から平成30年3月31日まで。 会議は、6回程度開催予定</p> <p>5 その他 設置要綱の所掌事務の「聴取」を「分析」に、組織の「公募により選考された市民」を「その他教育委員会が必要と認める者」に改めました。</p>

○第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱

平成28年12月27日教育委員会告示第10号

改正

平成29年2月28日教委告示第3号

(設置)

第1条 第2次安曇野市生涯学習推進計画（以下「計画」という。）の策定に係る提言をするため、第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る市民からの意見の分析に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 生涯学習に関する見識を有する者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 家庭教育関係者
- (5) 安曇野市社会教育委員
- (6) 市内の生涯学習に関する団体の関係者
- (7) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

第2次安曇野市生涯学習推進計画策定委員会 委員名簿（案）

任期：平成29年4月27日から平成30年3月31日

区分	氏名（敬称略）	備考
生涯学習に関する見識 を有する者	宮下 健司	元長野県立歴史館総合情報課長
学校教育関係者	小林 栄子	安曇野市校長会選出 穂高西小学校長
社会教育関係者	安井 邦夫	明科公民館長
	宮下 克彦	高橋節郎記念美術館長
	百瀬 佳子	堀金図書館長
	幅 修一	元社会教育指導員
家庭教育関係者	上兼 裕	安曇野市社会福祉協議会職員
	亀井 智泉	おはなし つむぎいと代表
安曇野市社会教育委員	平田 米子	副議長
	平倉 勝美	委員
市内の生涯学習に する団体の関係者	降旗 幸子	芸術文化協会連絡協議会会長
	古川 節雄	体育協会 専務理事
その他教育委員会が必 要と認める者	三澤 禮司	放課後子ども教室ボランティア
	堀金 隆雄	生涯学習講座受講者
	舟橋 嘉奈子	リーダーバンク登録者

<b>議案第3号</b>	教育部 文化課
平成29年4月25日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当係長) 山下 泰永

タイトル	「安曇平のお船祭り」調査委員会設置要綱の制定及び委員の選任について
決定を要する事項の内容	「安曇平のお船祭り」調査委員会設置要綱の制定及び委員の選任
要旨	「安曇平のお船祭り」が昨年度末に、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択されたことから、平成29～31年度の3ヶ年をかけて調査を行う。そのための調査委員会を設置するものです。
説明	<p>1 要綱の名称        「安曇平のお船祭り」調査委員会設置要綱</p> <p>2 所掌事務        「安曇平のお船祭り」の調査に関すること        「安曇平のお船祭り」の記録作成等に関すること</p> <p>3 組織        「安曇平のお船祭り」についての識見を有する者のうちから安曇野市教育委員会が委嘱する委員10人で組織する。</p> <p>4 任期        3年（任務が完了するまで）</p> <p>5 交付日        平成29年5月 日</p> <p>6 委員名簿（案）        別紙のとおり</p>

## 「安曇平のお船祭り」調査委員会設置要綱(案)

平成 29 年●月●日教育委員会告示第●号

### (設置)

第1条 「安曇平のお船祭り」が記録作成等の措置を講ずるべき無形の民俗文化財に選択されたことに基づき、記録作成等の措置を講ずるため、安曇平のお船祭り調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 安曇平のお船祭りの調査に関する事。
- (2) 安曇平のお船祭りの記録作成等に関する事。

### (組織)

第3条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、安曇平のお船祭りについての識見を有する者のうちから安曇野市教育委員会が委嘱する。

3 委員会は、必要に応じて調査員を委嘱することができるものとする。

### (任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、安曇野市教育委員会教育部文化課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、安曇野市教育委員会が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成 29 年 5 月●日から施行する。

「安曇平のお船祭り」調査委員会 委員名簿(案)

	性別	所属等	備 考
1 石田 益雄	男	市文化財保護審議会長	民俗学研究者
2 木下 守	男	長野県民俗の会・日本民俗学会会員 松本市立博物館長	民俗学研究者
3 倉石 あつ子	女	市文化財保護審議会委員 元跡見学園女子大学教授	民俗学研究者
4 高原 正文	男	信濃史学会理事（事業委員会副委員長） 長野県文化財保護協会 委員	民俗学研究者
5 多田井 幸視	男	信濃史学会理事 長野県民俗の会・日本民俗学会会員	民俗学研究者
6 福澤 昭司	男	信濃史学会理事 長野県民俗の会・日本民俗学会会員	民俗学研究者
7 卷山 圭一	男	長野県民俗の会・日本民俗学会会員 長野県立明科高等学校長	民俗学研究者
8 三田村 佳子	女	元埼玉県立博物館学芸員 日本民俗学会会員	民俗学研究者 『風流として のオフネ』著者
9 三石 稔	男	長野県民俗の会 (代表) 日本民俗学会 評議員	民俗学研究者
10 宮本 尚子	女	豊科郷土博物館学芸員 長野県民俗の会・日本民俗学会会員	民俗学研究者

<b>議案第4号</b>		教育部 文化課
平成 29 年 4 月 25 日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当係長) 山下 泰永	
タイトル	安曇野市文化財調査委員会委員の選任について	
決定を要する事項の内容	安曇野市文化財調査委員会委員の選任	
要旨	平成 29 年 4 月 30 日で任期満了となる安曇野市文化財調査委員会委員の選任をお願いするものです。	
説明	<p>1 委員会の名称        • 安曇野市文化財調査委員会</p> <p>2 組織        • 安曇野市文化財調査委員会設置要綱に基づき、文化財に関して優れた見識を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。委員は 10 人以内</p> <p>3 所掌事務        • 文化財の把握と保全のため、市内に存在する文化財について調査を行う。</p> <p>4 任期        2年 平成 29 年 5 月 1 日～平成 31 年 4 月 30 日</p> <p>5 交付日        平成 29 年 5 月 1 日</p> <p>6 委員名簿 (案)        別紙のとおり</p>	

## ○安曇野市文化財調査委員会設置要綱

平成19年6月28日教育委員会告示第10号

### 改正

平成20年12月25日教委告示第14号

平成26年3月14日教委告示第5号

## 安曇野市文化財調査委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、安曇野市文化財保護条例（平成17年安曇野市条例第238号）第13条第2項の規定に基づき、安曇野市文化財調査委員会（以下「委員会」という。）の組織と運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、文化財の把握と保全のため、市内に存在する文化財について調査を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部文化課において処理する。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日教委告示第14号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月14日教委告示第5号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

安曇野市文化財調査委員会 委員名簿(案)

地域	氏 名	備 考	
1 豊科	西 牧 尚 人	再任	専門：地域史 無形民俗文化財
2 豊科	古 川 幸 男	再任	博物館友の会 専門：古代史
3 穂高	伊 藤 信 一	再任	古文書調査員 専門：近世史 古文書
4 穂高	高 松 伸 幸	再任	案内人俱楽部 専門：民俗、地域史
5 三郷	小 穴 金 三 郎	再任	貞享義民記念館職員・郷土研究会 専門：郷土史（考古学・城館址）
6 三郷	降 旗 政 人	再任	三郷村誌Ⅱ村落史編纂委員 専門：地域史
7 堀金	久 津 間 茂	再任	専門：地域史
8 堀金	山 口 裕	再任	専門：古文書、民俗
9 明科	池 上 勝 三	再任	専門：地域史
10 明科	宝 喜 吉	新規	案内人俱楽部 専門：地域史、民俗

<b>議案第5号</b>	教育部 文化課
平成29年4月25日提出	(課長) 那須野 雅好 (担当係長) 財津 達弥

タイトル	安曇野市文書館業務検討委員会設置要綱の制定及び委員の選任について
決定を要する事項の内容	安曇野市文書館業務検討委員会設置要綱の制定及び委員の選任
要旨	平成30年度開館予定の安曇野市文書館における業務等に関する事項を検討するため、安曇野市文書館業務検討委員会設置要綱の制定及び委員の選任をお願いするものです。
説明	<p>1 要綱の名称 安曇野市文書館業務検討委員会設置要綱</p> <p>2 任務 次に掲げる事項について協議する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文書館の文書等の収集、整理及び保存に関する事項</li> <li>(2) 文書館の閲覧及び複写に関する事項</li> <li>(3) 文書館の調査及び研究に関する事項</li> <li>(4) 文書館の専門的な知識及び啓発に関する事項</li> <li>(5) 資料集等の編さん及び刊行に関する事項</li> </ul> <p>3 組織 知識経験を有する者のうちから安曇野市教育委員会が委嘱する委員8人で組織する。</p> <p>4 任期 委嘱の日から任務の完了まで</p> <p>5 要綱施行日 平成29年5月29日</p> <p>6 委員名簿（案） 別紙のとおり</p>

## 安曇野市文書館業務検討委員会設置要綱(案)

平成 29 年 5 月 29 日教育委員会告示第●号

## (設置)

第 1 条 安曇野市文書館(以下「文書館」という。)における業務等に関する事項を検討するため、安曇野市文書館業務検討委員会(以下「委員会」)を設置する。

## (任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 文書館の文書等の収集、整理及び保存に関する事項
- (2) 文書館の閲覧及び複写に関する事項
- (3) 文書館の調査及び研究に関する事項
- (4) 文書館の専門的な知識及び啓発に関する事項
- (5) 資料集等の編さん及び刊行に関する事項
- (6) その他目的達成に関する事項

## (組織)

第 3 条 委員会は、知識経験を有する者のうちから安曇野市教育委員会が委嘱する委員 8 人で組織する。

2 委員の任期は、前条に規定する任務に完了するまでとする。

## (役員)

第 4 条 委員会に座長を置き、委員が互選する。

2 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 5 条 委員会の会議は、座長が招集し、会議の議長となる。

## (その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、座長が会議に諮り、座長が別に定める。

## 附則

この要綱は、平成 29 年 5 月 29 日から施行する。

安曇野市文書館業務検討委員会委員(案)

別紙2

氏名	性別	所属	推薦理由
福島 正樹	男性	信州大学大学史資料センター特任教授	元長野県立歴史館総合情報課長、 安曇野市新市立博物館構想策定委員（平成26年度～平成27年度）
小松 芳郎	男性	松本市文書館特別専門員	松本市史編さん室長（平成元年度～平成10年度）、松本市文書館長（平成10年度～平成25年度）、 松本市文書館特別専門員（平成26年度～）、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会参与
早川 和宏	男性	東洋大学教授	弁護士、情報公開制度・公文書管理制度の専門家、公文書管理制度に精通、日本アーカイブズ学会副 会長、鳥取県立公文書館在り方検討会議委員、相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議 会委員
瀬田 源	男性	長野県短期大学助教	大学教員、現代史研究者、公文書管理制度研究者、著書『公文書をつかう――公文書管理制度と歴史 研究』（青弓社、平成23年）、公文書館の所蔵資料を利用し研究活動をする傍ら、公文書管理制度 と歴史研究の関係に関する提言
伊藤 信一	男性	古文書整理、文書館準備業務担当	文化財調査員（平成25年5月1日～）、安曇野市内の歴史研究、古文書調査や整理作業に精通
平倉 勝美	女性	安曇野市社会教育委員	元堀金地域審議会委員、元公民館運営審議会委員、あづみのFM放送審議委員、元博物館協議会委 員（平成22年度～平成27年度）
曾根原 孝和	男性	三郷郷土史研究会	元三郷郷土史編纂委員会委員、三郷郷土史研究者
大堀 正人	男性	総務部総務課庶務法規担当	公文書と歴史的文書の対応について、今後取り決めが必要と考えられる

安曇野市文書館業務検討委員会のスケジュール案

第1回(平成29年5月下旬)

(1) 委嘱書交付

(2) 現状認識、今後の計画案

(3) 課題について

第2回(平成29年6月中下旬)

(1) 文書館の文書等の収集、整理及び保存に関する事項

- ・公開非公開の選別基準
- ・システムのカスタマイズ

(2) 文書館の閲覧及び複写に関する事項

(3) 文書館の調査及び研究に関する事項

第3回(平成29年7月中下旬)

(1) 文書館の専門的な知識及び啓発に関する事項

(2) 資料集等の編さん及び刊行に関する事項

(3) その他目的達成に関する事項

第4回(平成29年8月中下旬)

取りまとめ

■安曇野市公文書館開館スケジュール

資料

年度(西暦)		29(2017)												30(2018)												
月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
実施設計(案)	取扱説明会																									
理事者査定																										
計画案公表																										
市民説明会																										
設計実施設計																										
入札業者選定委員会																										
入札																										
契約案件上程																										
講堂部分工事																										
文書館																										
法規条例・規則																										
業務検討委員会	文																									
人事体制	文																									
情報公開等対応	文																									
システム改修	文																									
公開・非公開情報入力	文																									
古文書複製	文																									
引越準備	文																									
荷解き・再配置	文																									
その他	予算ほか																									

<b>議案第6号</b>	教育部 各課
平成29年4月25日提出	

タイトル	共催・後援依頼について
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議
要旨	<p>生涯学習課 共催 1件、後援 1件            文化課 後援 1件            図書館交流課 共催 1件            (詳細 別紙)</p>

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】  
 (定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

(教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部 生涯学習課共催・後援台帳(平成29年度4月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H28	H27	H26	所管課意見
1030   H29.3.13	スポーツ推進担当	第66回長野県聴覚障害者スポーツ大会	社会福祉法人長野県聴覚障害者協会	理事長 萬井成	社会福祉法人長野県聴覚障害者協会	後援	行事に対する社会的信用の向上のため。	3月9日	平成29年5月21日(日)	堀金総合体育館	聴覚障害者の体力向上とスポーツの振興を図り、地域との交流を深めるとともに、聴覚障害者の文化及び福祉の普及に寄与することとする。	競技種目:①第64回女子卓球 ②第49回男子卓球トーナメント ③第31回ボーグル大会 ④第5回男子グラウンドゴルフ大会 ⑤第3回女子グラウンドゴルフ大会 ⑥野球(交流試合)	-	-	-	基準第3条第2項により可
1001   H29.4.5	スポーツ推進担当	第19回あづみ野高地域ゴルフ大会	安曇野市穂高地域ゴルフラブ	会長 吉田満	安曇野市穂高地域ゴルフラブ	共催	市の社会体育の振興を中心とした市民の連帯感と親睦、健康増進に寄与し、又、ゴルフマナーの向上を図り、市教委員会より協力を図り、市教委員会より協力を図る。	4月4日	平成29年5月24日(水)	あづみ野カントリーゴルフ	ゴルフを通じて市民の連帯感と親睦、健康増進及びマナー向上を図り、一日実行するものであり、大会の実施においては聴覚障害者の協力のもと、体育協会の御協会ゴルフ部が主催会を開催し、大会の実施に伴い、各委員会を形成し、ゴルフ場を一日全面開放していただき、特典料金にてプレーを行ふものである。参加人数約200人、主として市内在住者及び勤務者を募集して行う。	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	基準第3条第2項により可	

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成29年度4月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H28	H27	H26	所管課 意見
125	H29.3.23	文化	松本友の会創立90周年記念講演会	松本友の会 総リーダー 赤羽由紀子	松本友の会 後援	文化的事業として、幅広い年齢層に訴えたい。	3月17日	平成29年9月23日(土)	日	長野県松本文化会館 中央ホール	講師:井田典子 (経歴) 「婦人之友」の愛読者が集まつて設立された友の会は家庭費・衣食住の合理化など家庭生活の改良を提唱しており本年創立90周年を迎える。若い世代を中心に行事を持ちながら家庭生活においてよき自己研鑽となるような講演会を開催する。	講師:井田典子 (経歴) 「婦人之友」の愛読者が集まつて設立された友の会は家庭費・衣食住の合理化など家庭生活の改良を提唱しており本年創立90周年を迎える。若い世代を中心に行事を持ちながら家庭生活においてよき自己研鑽となるような講演会を開催する。	-	-	-	-	基準第3項 基準第2項 ににより可

教育部 図書館交流課 共催・後援台帳(平成29年度4月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	承認	承認日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H28	H27	H26	所管課 意見	
1	H29.4.5	図書 館交 流	安曇野スタイル2017	安曇野スタイル 代表 増井 裕壽	安曇野スタイル イルネット ワーク	共催	安曇野の文化、 芸術、歴史や暮らしを市内外に広く発信・周知し、安曇野に根づく文化面から人々の交流の創出や観光促進を図るため。	3月30日	平成29年 11月2日 (木)～11月5日(日) 計4日間			市内及び池田町、松川村の美術館やアトリエ、公共施設、工房など約100ヶ所	安曇野を観点、活動場所とすることによる作家や施設が、その期間中に普段とは違うおもてなし特別展示、アートワーク等を公開や期間限定のWSSなどを行って、それらを通じて安曇野地域の文化的活動を広く周知し、地域との発展に繋げる。					○ ○ ○ ○	基準第3条第2項により可

<b>報告第1号</b>	教育部 生涯学習課
平成 29 年 4 月 25 日提出	(課長) 蓮井 昭夫 (担当係長) 堀金 一恵

タイトル	安曇野市市民運動会交付金交付要綱について																																				
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告																																				
要旨	安曇野市地域市民運動会交付金交付規則（平成 21 年安曇野市規則第 26 号）を市の例規に係る統一性の観点から廃止し、要綱の形式をもって規定しました。																																				
説明	<p>安曇野市地域市民運動会交付金交付規則（以下「本規則」という。）については、その内容に照らして、補助金等交付規則と同様の形式である規則をもって規定しなければならない特段の理由がありません。</p> <p>また、地方自治法第 232 条の 2 の規定による「寄附又は補助」とは交付金や負担金等の名称が使用されていても、対価を伴わない利益の供与はすべてこれに含まれるとされており、市の補助金等に関する例規中、規則の形式になっているものを、市の例規の形式に係る統一性の観点から、本規則は要綱の形式をもって規定することとし、次の規則とともに改めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○安曇野市環境活動交付金交付規則（平成 18 年安曇野市規則第 18 号）</li> <li>○安曇野市区等交付金交付規則（平成 19 年安曇野市規則第 9 号）</li> </ul> <p>施行期日 平成 29 年 4 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">【参考】平成 28 年度 地域市民運動会交付金 交付実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>人口 A</th> <th>A×4 円</th> <th>均等割額</th> <th>交付金額</th> <th>事業充当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊科</td> <td>27,832</td> <td>111,328</td> <td>120,000</td> <td>231,328</td> <td>220,230</td> </tr> <tr> <td>三郷</td> <td>18,619</td> <td>74,476</td> <td>120,000</td> <td>194,476</td> <td>194,248</td> </tr> <tr> <td>堀金</td> <td>9,299</td> <td>37,196</td> <td>120,000</td> <td>157,196</td> <td>149,466</td> </tr> <tr> <td>明科</td> <td>8,596</td> <td>34,384</td> <td>120,000</td> <td>154,384</td> <td>154,384</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>64,346</td> <td>257,384</td> <td>480,000</td> <td>737,384</td> <td>718,328</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「交付金額」 - 「事業充当額」がプラスの場合は、当該額を市へ返還 ※穂高地域は中止</p>	地域	人口 A	A×4 円	均等割額	交付金額	事業充当額	豊科	27,832	111,328	120,000	231,328	220,230	三郷	18,619	74,476	120,000	194,476	194,248	堀金	9,299	37,196	120,000	157,196	149,466	明科	8,596	34,384	120,000	154,384	154,384	計	64,346	257,384	480,000	737,384	718,328
地域	人口 A	A×4 円	均等割額	交付金額	事業充当額																																
豊科	27,832	111,328	120,000	231,328	220,230																																
三郷	18,619	74,476	120,000	194,476	194,248																																
堀金	9,299	37,196	120,000	157,196	149,466																																
明科	8,596	34,384	120,000	154,384	154,384																																
計	64,346	257,384	480,000	737,384	718,328																																

安曇野市告示第108号

安曇野市地市民運動会交付金交付要綱を次のように定める。

平成29年3月13日

安曇野市長 宮澤 宗弘

安曇野市地市民運動会交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、実行委員会に交付金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 豊科地域、穂高地域、三郷地域、堀金地域又は明科地域のそれぞれの地域をいう。
- (2) 市民運動会 市内の地域で実施する市民運動会をいう。
- (3) 実行委員会 市民運動会の運営を行う組織をいう。
- (4) 人口数 每年4月1日現在の住民基本台帳に基づく地域の人口数をいう。

(交付対象事業及び額)

第3条 交付金の交付対象となる事業は、実行委員会が行う市民運動会とする。

2 交付金の額は、地域の人口数に4円を乗じて得た額に12万円を加えた額を上限とする。

(交付金の使途)

第4条 交付金は、市民運動会を実施するための経費以外に充ててはならない。

(交付申請等)

第5条 交付金を受けようとする実行委員会の代表者（以下「代表者」という。）は、事業を開始する日までに地域市民運動会交付金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、地域市民運動会交付金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 代表者は、前項の通知書を受けたときは、地域市民運動会交付金請求書（様式第3号）により市長に請求しなければならない。

(実績報告)

第6条 代表者は、事業終了後速やかに地城市民運動会交付金実績報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(中止届)

第7条 代表者は、事業を中止したときは、地城市民運動会中止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び返還)

第8条 市長は、代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条の規定に違反して交付金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前条に規定する届出書を提出したとき。

2 市長は、前項の場合において、既に交付した交付金があるときは、地城市民運動会交付金返還請求書（様式第6号）により当該交付金の全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

地城市民運動会交付金交付申請書

年 月 日

（宛先） 安曇野市長

実行委員会の名称

代表者名

次のとおり地城市民運動会交付金の交付を申請します。

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 人口数 \_\_\_\_\_ 人 ( 年4月1日現在)

3 事業実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 添付書類 予算書（交付金に関する収入及び支出がわかるもの）  
事業計画書

交付を取り消され、又は交付する額を超える交付金が交付されたため、交付金の返還を求められたときは、納期日までに納付します。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付します。

様式第2号（第5条関係）

第 号

年 月 日

様

安曇野市長

印

地域市民運動会交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域市民運動会交付金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。

交付決定金額 円

条件 市民運動会を実施するための経費に充てること。

2 交付しません。

理由

交付を取り消し、又は交付する額を超える交付金が交付されたため、交付金の返還を求めたときは、納期日までに交付金を返還すること。

なお、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延損害金を併せて市に納付すること。

様式第3号(第5条関係)

地域市民運動会交付金請求書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

実行委員会の名称

代表者名



年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった地域市民運動会交付金  
を請求します。

1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

口座振込金融機関		口座番号	当座・普通
金融機 関名	支店・支所	フリガナ	-----
		口座名義	

様式第4号（第6条関係）

地城市民運動会交付金実績報告書

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

実行委員会の名称

代表者名



地城市民運動会交付金に係る事業が完了したので、次の書類を添付して報告します。

- (1) 決算書
- (2) 決算の監査をしたことを証明する書類
- (3) 事業報告書

様式第5号（第7条関係）

地 城 市 民 運 動 会 中 止 届

年 月 日

(宛先) 安曇野市長

実行委員会の名称

代表者名

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた地城市民運動会は、下記の  
とおり中止するので届け出ます。

また、既に交付された交付金のうち、 年 月 日までの当該交付金の使途の明  
細が分かるものを添付して報告します。

記

1 事業の名称

2 中止の理由

様式第6号（第8条関係）

様

安曇野市長

印

地域市民運動会交付金返還請求書

年　　月　　日に交付した地域市民運動会交付金について、次の事由により交付の  
決定の全部又は一部を取消し、既に交付されている交付金のうち、金　　円の返還を請  
求します。

1　返還理由

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたと認められるため
- (2) 第4条の規定に違反して交付金を他の用途に使用したと認められるため
- (3) 地域市民運動会中止届の提出がされたため

2　既交付決定額　　円

3　既交付済額　　円

4　全部又は一部取消し後の交付決定額　　円

5　返還期限　　年　　月　　日

<b>報告第2号</b>	教育部 学校教育課
平成29年4月25日提出	(課長) 鎌崎 孝善 (担当) 藤澤 一渡

タイトル	安曇野市コミュニティスクール事業地域コーディネーターの委嘱について
決定を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告  安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱第3条及び第7条の規定により、下記の者を「地域コーディネーター」に委嘱したので報告します。
要旨	<p>安曇野市コミュニティスクール事業実施要綱【抜粋】</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市内の小学校及び中学校（以下「学校」という。）と地域との連携体制の構築により地域全体で学校教育を支援する安曇野市コミュニティスクール事業（以下「コミュニティスクール」という。）を推進するため、その所掌事務、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 コミュニティスクールは、次に掲げる事項を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学習支援活動に関すること。</li> <li>(2) 総合的な学習、読書活動に関すること。</li> <li>(3) 児童及び生徒の登下校の安全確保に関すること。</li> <li>(4) 学校内の環境整備に関すること。</li> <li>(5) 学校における課外活動及び部活動の支援に関すること。</li> <li>(6) 不登校児童生徒、障がいのある児童生徒、外国人児童生徒等の支援に関すること。</li> <li>(7) 事業の評価、学校への普及啓発に関すること。</li> <li>(8) 前各号に掲げるもののほか、学校の支援に関すること。</li> </ul> <p>(組織)</p> <p>第3条 コミュニティスクールは、次に掲げるものをもって組織する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 実行委員会</li> <li>(2) 地域教育協議会</li> <li>(3) 中学校部活動運営委員会</li> </ul>

	<p>(4) 地域コーディネーター</p> <p>(5) 学校支援ボランティア（以下「学校応援隊」という。）      (地域コーディネーター)</p> <p>第7条 地域コーディネーターは、学校との調整を行い、学校を支援      及び協力する学校応援隊との連絡調整を行う。</p> <p>2 地域コーディネーターは、各地域に5人以内で配置し、学校と地      域の現状を十分に理解している者のうちから、教育委員会が委嘱す      る。</p> <p>(任期)</p> <p>第8条 第4条から前条までに規定する委員又は地域コーディネータ      ーの任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとし、      再任を妨げない。</p>
説明	<p>○委嘱者      別紙のとおり</p>

平成29年度地域コーディネーターネーム簿

地域	学校	担当校	氏名	継続/新規	備考
豊科 地域	豊科南小学校	豊科南小学校地域コーディネーター	川口 邦博	継続	
	豊科北小学校	豊科北小学校地域コーディネーター	丸山 紀子	継続	
	豊科東小学校	豊科東小学校地域コーディネーター	内川 淳	継続	
	豊科南中学校	豊科南中学校地域コーディネーター	佐藤 百合子	新規	前任者よりの紹介
	豊科北中学校	豊科北中学校地域コーディネーター	赤堀 健一	継続	
穂高 地域	穂高南小学校	穂高南小学校地域コーディネーター	平林 佳樹	継続	
	穂高北小学校	穂高北小学校地域コーディネーター	古川 元亮	新規	民生児童委員
	穂高西小学校	穂高西小学校地域コーディネーター	望月 文規	継続	
	穂高東中学校	穂高東中学校地域コーディネーター	浅川 恒克	継続	
	穂高西中学校	穂高西中学校地域コーディネーター	赤沼 美奈子	継続	
三郷 地域	三郷小学校	三郷小学校地域コーディネーター	峯岸 芳夫	継続	
	三郷中学校	三郷中学校地域コーディネーター	丸田 功子	継続	
堀金 地域	堀金小学校	堀金小学校地域コーディネーター	平倉 重則	新規	前任者よりの紹介
	堀金中学校	堀金中学校地域コーディネーター	内田 浩志	継続	
明科 地域	明南小学校	明南小学校地域コーディネーター	勝家 満	継続	
	明北小学校	明北小学校地域コーディネーター	小林 章男	継続	
	明科中学校	明科中学校地域コーディネーター	遠藤 宏一	継続	

<b>報告第3号</b>	教育部 生涯学習課
平成29年4月25日提出	(課長)蓮井 昭夫 (担当係長)堀金 一恵

タイトル	安曇野市人権教育推進委員会委員の委嘱について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	<p>安曇野市人権教育推進委員会設置規則第3条により、各区及び団体等から推薦された別紙者を「安曇野市人権教育推進委員会委員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市人権教育推進委員会設置規則抜粋】</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 安曇野市における人権教育の推進を図るため、安曇野市人権教育推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 この委員会は、次に掲げる事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 人権教育の推進・徹底に関すること。</li> <li>(2) 各地域における人権教育推進組織の育成・強化に関すること。</li> <li>(3) 各人権教育推進組織相互の連携に関すること。</li> </ul> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、各区及び団体等から推薦され、教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>
説明	<p>○委嘱した者</p> <p>別紙のとおり、任期中に交代のあった者</p> <p>地区選出 69人、団体選出 2人 計 71人</p> <p>交付日：平成29年4月1日</p> <p>任期：平成30年3月31日まで。</p>

安曇野市人権教育推進委員会委員名簿

任期：平成30年3月31日

○地区選出

(敬称略)

	地区名	氏名	住所
1	上鳥羽	荒井 淳	安曇野市豊科
2	下鳥羽	西沢 洋明	安曇野市豊科
3	本村	福島 主税	安曇野市豊科
4	成相	白澤 幸男	安曇野市豊科
5	踏入	古幡 崇憲	安曇野市豊科南穂高
6	細萱	丸山 勇	安曇野市豊科南穂高
7	殿村	丸山 正昭	安曇野市豊科南穂高
8	新屋	中田 忠勝	安曇野市豊科南穂高
9	重柳	澤野 哲也	安曇野市豊科南穂高
10	飯田	飯田 光穂	安曇野市豊科高家
11	下飯田	竹内 広明	安曇野市豊科高家
12	中曾根	山田 敬三	安曇野市豊科高家
13	熊倉	中村 良一	安曇野市豊科高家
14	アルプス	閔 義政	安曇野市豊科高家
15	徳治郎	花村 源二	安曇野市豊科田沢
16	小瀬幅	増澤 珠美	安曇野市豊科田沢
17	大口沢	降旗 吉晴	安曇野市豊科田沢
18	桜坂	瀧澤 修	安曇野市豊科光
19	白金	城取 洋	安曇野市穂高柏原
20	穂高町	嶋田 豊實	安曇野市穂高
21	大門	千国 啓吾	安曇野市穂高
22	本郷	勝野 三郎	安曇野市穂高
23	西原	中村 精志	安曇野市穂高
24	田中	飯沼 康郎	安曇野市穂高柏原
25	上原	中村 三代人	安曇野市穂高
26	橋爪	胡桃 信	安曇野市穂高有明
27	耳塚	平川 和昭	安曇野市穂高有明
28	富田	丸山 昇	安曇野市穂高有明
29	嵩下	三澤 正文	安曇野市穂高有明
30	小岩嶽	赤羽 幸夫	安曇野市穂高有明
31	新屋	矢口 昭	安曇野市穂高有明

	地区名	氏名	住所
32	立足	青木 孝文	安曇野市穂高有明
33	塚原	稻田 富成	安曇野市穂高柏原
34	柏矢町	峯村 宏	安曇野市穂高柏原
35	青木花見	小松 光伯	安曇野市穂高北穂高
36	北小倉	大倉 一夫	安曇野市三郷小倉
37	南小倉	降幡 了之	安曇野市三郷小倉
38	東小倉	鈴木 敏雄	安曇野市三郷小倉
39	室町	横澤 明夫	安曇野市三郷小倉
40	野沢	樋口 真	安曇野市三郷温
41	上長尾	山本 英司	安曇野市三郷温
42	下長尾	嶋田 米利	安曇野市三郷温
43	榆	閑 岳夫	安曇野市三郷温
44	住吉	小松 和久	安曇野市三郷温
45	七日市場	三澤 祐司	安曇野市三郷明盛
46	一日市場	大野田 利正	安曇野市三郷明盛
47	及木	佐原 賢司	安曇野市三郷明盛
48	中萱	胡桃澤 寛	安曇野市三郷明盛
49	岩原	尾日向孝雄	安曇野市堀金烏川
50	中堀	坪田 繁秋	安曇野市堀金烏川
51	下堀	黒岩 和彦	安曇野市堀金烏川
52	小田多井	藤原 義則	安曇野市堀金三田
53	田尻	赤木 秀一	安曇野市堀金三田
54	田多井	鹿川 宏	安曇野市堀金三田
55	中条	上条 順治	安曇野市明科光
56	北村	新井 慶男	安曇野市明科光
57	天神原	今井 清昭	安曇野市明科光
58	宮本	中村 勇	安曇野市明科中川手
59	中耕地	川岸 隆	安曇野市明科中川手
60	明科第二	青木 茂雄	安曇野市明科中川手
61	明科第三	渡辺 澄昭	安曇野市明科中川手
62	大足	望月 庄三	安曇野市明科中川手
63	潮南	栗和田 正	安曇野市明科東川手
64	湖北	鳥羽 義浩	安曇野市明科東川手
65	上押野	川名 洪良	安曇野市明科七貴

	地区名	氏名	住所
66	塩川原	堀内 秀夫	安曇野市明科七貴
67	原	柳原 春喜	安曇野市明科七貴
68	荻原	太田 茂男	安曇野市明科七貴
69	小泉	山越 俊夫	安曇野市明科南陸郷

○団体選出

	団体の区分	氏名	住所等
1	子どもの人権関係	横山 はるえ	学校教育課教育指導室
2	学校人権教育推進協議会	丸山 広樹	安曇野市校長会

<b>報告第4号</b>	教育部 生涯学習課
平成29年4月25日提出	(課長)蓮井 昭夫 (担当係長)堀金 一恵

タイトル	安曇野市人権教育指導員の委嘱について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	<p>安曇野市人権教育指導員設置規則第4条により、別紙者を「安曇野市人権教育指導員」に委嘱したので報告します。</p> <p>【安曇野市人権教育指導員設置規則抜粋】</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 人権教育の振興を図るため、人権教育指導員（以下「指導員」という。）を置く。</p> <p>(任務)</p> <p>第2条 指導員は、人権教育に関する指導及び助言又は人権教育団体の育成に関する事務に従事する。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 指導員の定数は、99人以内とする。</p> <p>(任命)</p> <p>第4条 指導員は、次のすべての条件を満たす者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康で、かつ、活動的であること。</li> <li>(2) 人権教育に関する正しい理解と認識を有すること。</li> <li>(3) 住民から信頼される者であること。</li> </ul> <p>(任期)</p> <p>第5条 指導員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の指導員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 指導員は、再任することができる。</p>
説明	<p>○委嘱した者</p> <p>任期中に交代のあった者</p> <p>別紙のとおり 8人</p> <p>交付日：平成29年4月1日</p> <p>任期：平成30年3月31日まで。</p>

安曇野市人権教育指導員名簿

任期：平成30年3月31日まで

(敬称略)

	氏名	住所
1	丸山 一光	安曇野市豊科
2	小林 至	安曇野市豊科
3	百瀬 優介	安曇野市豊科高家
4	宮澤 孝嘉	安曇野市豊科高家
5	堀内 宏和	安曇野市豊科南穂高
6	吉川 達子	安曇野市豊科田沢
7	山中 崇	安曇野市豊科光
8	筒井 年恵	安曇野市穂高

<b>報告第5号</b>	教育部 各課
平成29年4月25日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決分の報告について
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告
要旨	学校教育課 2件 生涯学習課 11件 文化課 6件 (詳細別紙)

## ○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】

## (定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

## (審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

## (教育長の専決範囲)

第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第1項に規定する行事
- (2) 過去に教育委員会が承認した行事（団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。）

教育部 学校教育課 共催・後援台帳(平成29年度4月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (固体)	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H28	H27	H26	所管課 意見
1	H29.3.27	学校教育	不登校・ひきこもりのための発達支援心理セミナーとカウンセリング講座	NPO法人長野県子どもサポートセンター	NPO法人長野県子どもサポートセンター	後援	より多くの方々に活動の目的・内容に理解を頂いて、参加するよう後に支援をお願いしたい。	3月8日	4/16・5/28・6/25・7/30・8/27・9/17・10/29・11/26・12/24・1/21・2/25 いずれも日曜日3/21(水)	過去承認	NPO法人長野県子どもサポートセンター	・子どもの成長(発達心理学)によりて学び、子どもの成長を促す・子どもたちの気持ちはふれあいの体験・動物ふれあい体験・子育てや不登校に関する個別相談等、年間12回開催する。	○ ○	○ ○	○ ○	基準第4条第2号により可
2	H29.4.11	学校教育	不登校教育フォーラム	学校法人日本学生園高等学校	岡島 義信	後援	不登校生を抱えている家庭(保護者)の現状のあり方や、保護者として子どもに向かう心の持ち方、または将来への不安の解消。	4月11日	平成29年7月30日	過去承認	松本商工	不登校生を抱えている家庭(保護者)の現状のあり方や、保護者として子どもに向かう心の持ち方、または将来への不安の解消。	○ ○	○ ○	○ ○	基準第4条第2号により可

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(平成29年度4月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H28	H27	H26	所管課 意見
90	H29.3.10	スポーツ推進担当	第48回全国ママさんハーボール大会 安曇野東筑地区予選会	安曇野市マーマさんハーボール連盟	安曇野市長 理事長 倉田 美子	後援	冊子に後援者として記載するため。	3月 9 日	平成29年4月 23日(日)	○	過去承認	3月 17 日	堀金小学校体育馆	本大会は、家庭婦人の健康づくりとチームとして、連帯感と協調性を育て、生涯スポーツの発展を目的とする。	競技方法:トーナメント方式 参加料:1チーム5,000円 優勝チームは、第48回全国ママさんハーボール大会(平成29年5月28日(日)南箕輪村で開催)の長野県予選会に安曇野東筑地区代表として推薦する。	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第4条第2号により可
91	H29.3.14	スポーツ推進担当	第67回中部日本6人制ハーボール総合男女選手権大会 長野県予選会(高等学校の部)	支那野・東第一 会長 望月 雄内 ハーボール協会	一般財団法人長野県ハーボール協会、主管:安曇野・東筑ハーボール協会	後援	長野県・中部ボーリングの普及に寄与するため大会の運営協力を願うもの。	3月 10 日	平成29年4月 23日(日)	○	過去承認	3月 17 日	穗高東中学校体育馆	この大会の優勝で、長野県代表を決定する。	競技方法:トーナメント方式で、3セットマッチとし、3位決定戦は行わない。 参加料:1チーム8,000円 本大会の男女各1位チームを、平成29年7月福井県坂井市で開催される本大会に推薦する。	○ - ○	○ - ○	○ ○ ○	基準第4条第2号により可
92	H29.3.14	スポーツ推進担当	安曇野市体育協会(全19 スポーツ教室)	特定非営利活動法人 安曇野市体育協会	会長 赤羽 高明	後援	参加者募集にあたり、開催要項を市広報誌に掲載していただきたい。	3月 10 日	平成29年4月 30日(水) ※各種目スポーツ教室参考書	○	過去承認	3月 17 日	墨科武道館剣道場、他14会場※各種目スポーツ教室計画書参照	開催種目:テニス、柔道、護身術・普通救命、マラソンゴルフ、卓球、合気道、ハンドゴルフ、オーバーダンス 参考書による	一般市民がスポーツに興味を提供し、各種運動種目の普及を図る。	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第4条第2号により可
93	H29.3.17	スポーツ推進担当	第41回中信地区陸上競技選手権大会	中信地区陸上競技協会	会長 戸岡 幸	後援	地区陸上競技の向上、選手の強化	3月 17 日	平成29年4月 30日(日)	○	過去承認	3月 22 日	松本平広域公園陸上競技場	中信地区陸上競技力の向上、発展	参加料:1人1種目につき一般高校生1,000円、中学生800円、リレー種目は一般・高校生1,500円、中学生1,200円	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	基準第4条第2号により可

教育部生涯學習課 共催・後援合帳（平成29年度4月定例会専決報告事項）

教育部 生涯学習課 共催・後援台帳(平成29年度4月定期会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	事決	理由	承認	承認(事決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H23 H27 H26	所管課意見
2	H29.4.5	社会教育担当	せせんとあそぼう	ガールスカウト長野県第38団	ガールスカウト長野県第38団委員長 松井恭子	後援	一般の方が安心して参加いただける	4月 5 日	平成29年5月28日(日)	○	過去承認		4月 7 日	啼鳥山莊	ネイチャーゲームを楽しむため、みんなで炊き出しが行なわれるためには、立派な政治が行われなければなりません。そのためには、明るく選舉が行われるところが最も大切です。そこで、県内の児童、生徒の皆さんが明るく投票に役立つボスターを募集し、明るい選舉実現の一部とするもの。	ネイチャーゲームを楽しむため、みんなで炊き出しが行なわれるためには、立派な政治が行われなければならない。そのためには、明るく選舉が行われるところが最も大切です。そこで、県内の児童、生徒の皆さんが明るく投票に役立つボスターを募集し、明るい選舉実現の一部とするもの。	○ ○ ○	基準第4条第2号により可
3	H29.4.10	社会教育担当	平成29年度明るい選挙ertzホール	長野県選挙管理委員会	長野県選挙委員会長 順永裕	後援	県内小・中・高等学校の児童・生徒に広く作品を募集し、政治・選挙への意識を高めるため、貴委員会の後援が必要である。	4月 5 日	平成29年5月28日(月)から8月28日(月)まで	○	過去承認		4月 11 日	県内一円	明るい選挙ボスターの作品募集(第1次～第3次)優秀作品の展示(小・中・高等学校の部の第2次審査の1～3等作品)出品予定数:約4,000点	明るい選挙ボスターの作品募集(第1次～第3次)優秀作品の展示(小・中・高等学校の部の第2次審査の1～3等作品)出品予定数:約4,000点	○ ○ ○	基準第4条第2号により可
4	H29.4.11	スポーツ・生涯学習担当	安曇野市構築ホールリーグ戦大会	安曇野市構築ホールリーグ戦大会	安曇野市婦人パレードボール協会 会長 塩橋妙子	後援	参加チームの士気向上	4月 4 日	平成29年5月11日(木)～平成29年9月21日(木)までの隔週	○	過去承認		4月 13 日	穗高総合体育館	当協会に所属するチームの会員相互の親睦とバレーボール技術向上をねらいとして開催する。	当協会に所属するチームの会員相互の親睦とバレーボール技術向上をねらいとして開催する。	○ ○ ○	基準第4条第2号により可
5	H29.4.11	スポーツ・生涯学習担当	第12回中信地区小中学生陸上競技大会	中信地区陸上競技協会	木和田幸二 会長 戸岡幸二	後援	小学生陸上の普及、向上、県大会予選	4月 11 日	平成29年5月21日(日)	○	過去承認		4月 13 日	松本平広域公園陸上競技場	競技種目:[男子・女子]5年100m、6年100mR、1000m、80mH、4x100mR、走高跳、走幅跳、ジャベリックボール接、【男女】混合14.5年4x100mR 参加料:1人700円 各種目上位15位まで県大会出場	競技種目:[男子・女子]5年100m、6年100mR、1000m、80mH、4x100mR、走高跳、走幅跳、ジャベリックボール接、【男女】混合14.5年4x100mR 参加料:1人700円 各種目上位15位まで県大会出場	○ ○ ○	基準第4条第2号により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(平成29年度4月定例会事決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H28	H27/H26	所管課 意見
121	H29.3.14	文化	オペラを楽しむ会 第6回公演 「第一回十字軍 のロンバルディア 人」	主宰 倉科京子	オペラを楽しむ会	後援	地域の宣伝で多く の入場者を見 込みたい。	3月 11 日	平成29 年 11月25 (土) ~ 26日 (日)	○	過去 承認	3月 15 日	キッセイ文 化ホール (大ホール)	オペラの上演 「第一回十字軍のロンバルディア人」	1. 地域の音楽家や愛好 家でオペラを創造する。 2. 地域の音楽家や愛好 家に練習や発表の機会 を提供し育成する。 3. 地域の方々が気軽に オペラに触れることがで きる機会をつくる。 4. これらにより地域の 音楽文化の振興に貢献 する。	入場料:大人500円、大 学生1500円、小中学生 1000円 参加料:リスト月々 12000円×11か月分積 み立て、合唱団員參加 費30000円	○	—	取扱基 準第4条 第2号に より可。
122	H29.3.15	文化	ハーモニック・コ ンサート	代表取締 役社長 井	株式会社 ハーモニック・コ ンサート	後援	地域貢献・図書 費寄付 (入場料全額)	3月 9 日	平成29 年 5月27日 (土)	○	過去 承認	3月 21 日	安曇野市 豊科公民 館	クラシックコンサート	入場者:600名 演奏者:岸邊百雄氏 (Violin)、河野丈吉氏 (Cello)、辛島輝治氏 (Piano) 入場料:1000円 他の後援申請先:HDS調 和会(社内親睦団体)	○ ○ ○	取扱基 準第4条 第2号に より可。		
127	H29.3.29	文化	東筑岳心会吟詠 発表会	岩瀬 ます 美	東筑岳心会	後援	県内各地より 同門の会員を 招待して実施 するため。	3月 29 日	平成29 年 4月16日 (日)	○	過去 承認	3月 31 日	安曇野市 豊科公民 館	吟詠の大会	入場料・参加料なし 他の後援申請先:岳心 流長野県本部	○ ○ ○	取扱基 準第4条 第2号に より可。		

教育部 文化課 共催・後援合帳(平成29年度4月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	H28	H27	H26	所管課意見
47	H29.4.5	文化	信州安曇野「北アルプス」、安曇野市山岳観光推進実行委員会	安曇野市山岳観光推進実行委員会	広く周知し、多くの方に参加していただきたいため。	4月5日	平成29年5月13日(土)~5月14日(日)	過去承認			4月11日	安曇野スインモリツツ	世界に誇ることができる北アルプス環境を有する北アルプス(皆様)に知っていただきたいため昨年年に引き続き北アルプスノーラマ銀座山岳フェスタ2017を開催します。山岳フェスティバルで各種講演会を、中ホールで各種講演会を、映画上映などを開催する。入場料無料。	大ホールでアウトドア用品展示即売会・ボルダリング体験・ブレイントラック大会を開催する。入場料無料。	○	-	-	取扱基準第4条第2号により可。
59	H29.4.7	文化	第28回井上秋濤を思ふ書道展	井上秋濤彰会	井上秋濤彰会	望月樹峰	平成29年5月20日(土)~5月22日(月)	過去承認			4月11日	妙法寺	井上秋濤氏が残した安曇野の書道文化を展示了を通じ次世代の子供たちに伝え継承していく。	遺墨及び会員の作品と地域の子供達の作品を多数展示。共催申請主:安曇野市、穂高文化協会	○	○	○	取扱基準第4条第2号により可。
63	H29.4.7	文化	第14回らいちようの会吟音祭実行委員会	大会会長:小林哲聖	第14回らいちようの会吟音祭実行委員会	後援	平成29年5月28日(日)	過去承認			4月11日	安曇野高流学交習センター	①演目:吟詠・剣舞・詩舞等対象者:吟詠・剣舞・詩舞等を志す方②出演者:吟詠・剣舞・詩舞等を志す方③会場:安曇野市に賛同し一般市民及び賛同者一般④入場料(出演料):一人8,000円(懇親会費4,000円含む)	吟詠・剣舞・詩舞道を志す方が発表の場を提供する一方で、その他の方々の研究の場として頂くと共に、一般市民にも観覧して頂き更なる芸術文化の発展に貢献する	○	○	○	取扱基準第4条第2号により可。

# 報告第6号

## 平成29年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

教育総務係

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み																												
平成28年度 入学準備金貸付制度利用実績	<p><b>【利用実績】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>進学先</th> <th>修学年限 (返済期間)</th> <th>貸付 件数</th> <th>貸付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立高校</td> <td>3年</td> <td>2件</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>私立高校</td> <td>3年</td> <td>3件</td> <td>850,000円</td> </tr> <tr> <td>国立大学</td> <td>4年</td> <td>1件</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>私立大学</td> <td>4年</td> <td>4件</td> <td>2,400,000円</td> </tr> <tr> <td>専門学校</td> <td>2~3年</td> <td>7件</td> <td>4,200,000円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>17件</td> <td>8,050,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※貸付申請件数21件（うち4件は所得基準超過のため貸付不可）</p>	進学先	修学年限 (返済期間)	貸付 件数	貸付額	公立高校	3年	2件	200,000円	私立高校	3年	3件	850,000円	国立大学	4年	1件	400,000円	私立大学	4年	4件	2,400,000円	専門学校	2~3年	7件	4,200,000円	計		17件	8,050,000円	今後、きめ細かい周知に努めるとともに、貸付条件等の見直しについて検討を行う。
進学先	修学年限 (返済期間)	貸付 件数	貸付額																											
公立高校	3年	2件	200,000円																											
私立高校	3年	3件	850,000円																											
国立大学	4年	1件	400,000円																											
私立大学	4年	4件	2,400,000円																											
専門学校	2~3年	7件	4,200,000円																											
計		17件	8,050,000円																											

学校教育係

中学生海外ホームステイ交流派遣事業	<p>平成29年3月18日～27日 海外ホームステイ実施          派遣先：オーストラリア メルボルン          参加者：市内中学2年生（14人）          引率者：豊科南中 浅原教諭          　　市教委 矢下主任          添乗員：（株）テヅカ（2人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初予定のプログラムを修了した。</li> <li>・帰国時（安曇野市到着）の際には、元気な姿を見せてくださいました。</li> <li>・4月14日提出期限として、参加生徒に参加報告作文の提出を依頼している。</li> <li>・同様にアシスタント委託業者、引率者（豊科南中 浅原教諭）にも報告書の提出を依頼。</li> </ul> <p>「別添資料添付」</p>	<p>帰国報告会          開催日：平成29年5月28日（日）          　　午前10時～11時30分          会場：本庁舎4階大会議室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告会の事前に参加生徒のリハーサル等を実施。</li> <li>・平成29年度事業については、日程、詳細は今後調整していく。</li> </ul>
安曇野市コミュニティスクール事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月より昨年度まで実施してきたスクールサポート事業をより発展させるため、「安曇野市コミュニティスクール（A C S）事業」をスタートさせました。</li> <li>・各学校が地域コミュニティの拠り所となり、学校と地域が協働することで、市教育大綱で示した「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“たくましい安曇野の子ども”」の育成を目指します。</li> <li>・4月19日発行の「広報あづみの」へも掲載をし、市民への周知を図ります。</li> </ul>	<p>地域コーディネーター連絡会          4月21日（月）開催</p> <p>実行委員会          5月上旬開催予定</p> <p>各地域教育協議会          5月中下旬での開催を調整</p>

# 平成 29 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

<生涯学習課>

社会教育担当

## 社会教育総務費事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
社会教育委員の会 予算額：336 千円	○委員の選任 4/25 教育委員会定例会	4/28、7/6、2/16 中信地区理事会 5/26 中信地区総会 5/23 第1回会議 6/21 県総会 11/14 第2回会議 11/16、17 関東甲信越静研究大会 2/7 第3回会議 3/22 第4回会議
第2次生涯学習推進計画策定 予算額：1,922 千円	○委員の選任 3/24 教育委員会定例会	4/27、5/30、7/12、8/9、9/27、11/9 2/7 策定会議
安曇野市人権・平和特別授業 ～kizuki～ 予算額：3,000 千円	○事業説明 5月開催 校長会  事業の概要 対象：市内小学校 10校 4年生 期日：10月3日 場所：豊科公民館ホール 内容：ミュージカル鑑賞等	5月～ 学校との協議 10/3 安曇野市人権・平和特別授業 10月～11月 感想文作成

## 生涯学習推進費

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
安曇野検定 予算額：2,984 千円	○実施方法の検討 概要 講座編・・・平成 29 年度準備講座から出題 ジュニア・・・安曇野市教育会発行冊子から出題 (希望校のみ)	7/5 広報あづみの」による告知 7月～11月安曇野検定準備講座 10回 11月以降 ブラッシュアップ講座 1/28 平成 29 年度安曇野検定
市民大学講座 予算額：764 千円		7/2 市民大学講座特別編 8月～9月市民大学講座信州大学編
日本語教室 予算額：395 千円	○豊科、堀金毎週日曜に、穂高、三郷は土曜日に開催 (明科休講中)	6月～7月 ボランティア講座 1回 3月中旬 新規ボランティア説明会
学校開放講座 予算額：300 千円	○社会教育法第 48 条による講座 4月 開催依頼 5/10 回答期限	5月～市内小中学校、高等学校で実施

## 人権教育推進事業

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
人権教育推進委員会・指導員会 予算額：1,218 千円	○委員の委嘱報告 4/25 教育委員会定例会	5/9 小委員会 5/30 合同会議 2/20 小委員会 2/27 合同会議
地域人権教育協議会 予算額：582 千円	4/19 第1回三郷地域人権教育推進協議会 4/20 第1回穂高地域人権教育推進協議会 4/20 第1回明科地域人権教育推進協議会 4/25 第1回豊科地域人権教育推進協議会 4/26 第1回堀金地域人権教育推進会議	
人権尊重作文集-kiseki- 予算額：326 千円	○概要 市内小学校 3～6 年生、中学校 1～3 年、各校学年ごと 1 作品を選出。各種人権学習会などの概要版などとともに作文集を作成し、関係者へ配布。	5/18 市校長会 11月～12月 作品募集 2月下旬 発行

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
安曇野市企業人権教育推進協議会 予算額：52千円	市内31企業加入	6/22 総会・研修会 11/6 企業人権啓発講演会 2/15 理事会

### 中央公民館事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
楽しい菊づくり講座 予算額：30千円	20人募集のところ21人の応募があった。(4月7日締切)	4月27日を初回として視察研修まで全7回行う。
公民館運営審議会 予算額：147千円	○委員の選任 3/24 教育委員会定例会	4/下旬 第1回会議 11/下旬 第2回会議 3/下旬 第3回会議
公民館長会	○第1回 4/10 平成29年度役員の選出 会長：中田穂高公民館長 副会長：内川豊科公民館長、蓮井中央公民館長	毎月1回開催
安曇野市公民館大会 予算額：170千円		○第11回安曇野市公民館大会 概要 5/21、豊科公民館ホール 功労者、地区公民館報表彰 事例発表：野沢地区公民館 講演会講師：脚本・演出家 森の 宿林りん館館長 丸 田 勉氏
安曇野市総合芸術展 予算額：358千円		7月、11月、2月実行委員会 10月～11月作品選考 3月 総合芸術展
安曇野市公民館報 予算額：1,253千円		6回発行

### 公民館建設事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
堀金公民館講堂及び文書館等改修工事 予算額：307,760千円		平成29年度工事
豊科公民館駐車場整備 予算額：57,800千円		平成29年度工事完了

生涯学習課社会教育担当（豊科公民館）

### 豊科公民館事業費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
豊科公民館サポート会議 予算額：18千円	公民館事業の活性化を図るために、その計画立案及び事業の実施について助言提言とともに催事等への参画を促した。	4月12日（水）午前10時から 再任3名、新任2名の計5名で平成29年4月から2年間の任期とする。
地区公民館役員研修会 予算額：20千円	豊科地域の25地区公民館役員を対象に公民館活動の意義、補助制度、総合補償制度などの説明とともに講演会を行った。	4月15日（土）午前9時半から 豊科公民館大ホール
第54回童謡祭り、第36回作詞作曲コンクール表彰・入賞曲披露 予算額：20千円	市教育委員会共催事業で実行委員会組織が運営している。	5月5日（金・祝）午前9時半から 豊科公民館大ホール

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
地区公民館対抗球技大会 予算額：344千円	ソフトボールとドッジボールを2ヶ所ずつ計4会場で行う。	4月26日(水)午後7時から 体育部長会議 ○6月18日(日)大会当日
出会い・ふれあい・生きがいセミナー 予算額：40千円	「相撲にかけた青春と大相撲の楽しみ方」の全3回の2回目と3回目	2回目：5月15日(月)午後7時から 3回目：6月下旬を予定

社会教育担当

### 青少年健全育成費事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
子ども会育成会支援 予算額：11,690千円	○4月6日～14日 5地域子ども会連絡協議会 ○4月18日 常任委員会 子ども会育成会連合会総会	4月、6月、10月、3月 常任委員会 6月、10月 ジュニアリーダー養成講座協力 2月中旬 こども会育成会地域連絡協議会
青少年センター 予算額：1,071千円		5月、6月、11月、3月運営委員会 8月、12月、3月街頭巡回 10月中信4市補導センター連絡会議
ジュニア・リーダー養成事業 予算額：67千円		4月～5月 参加者の募集 6月11日 講習会(集団レク講習) 11月11日 講習会(三九郎組立)
まごころ工房 予算額：157千円	○4月 募集チラシ配布	年6回講座開催 5月14日 犬との触れ合い講座 6月17日 紙飛行機 8月2日 科学おもしろ実験 8月19日 落語に挑戦 12月2日 和風作り 2月24日 料理教室
こども体験ショー 予算額：540千円		4月～5月 イベント内容検討 8月下旬 出演者との打合せ 10月中旬 環境フェアと同時開催
こども文化祭 予算額：345千円		5月～8月 企画・運営方法検討 9月～10月 出演・出品者の募集 11月25日 文化祭の開催 場所：みらい
安曇野こども映画教室 予算額：965千円	○4月 小・中17学校、市内4高校 募集チラシ配布 ○4月24日～5月11日 参加者・ボランティア募集	5月20日 毎月1回土曜日教室開催 ～11月25日 11月25日 完成披露上映会

### 放課後・家庭教育推進費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
放課後子ども総合プラン運営委員会 予算額：235千円		6月下旬 第1回運営委員会の開催 10月中旬 第2回運営委員会の開催

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
放課後子ども教室 予算額：8,654千円	○4月11日～14日 小学校と社会教育指導員との打合	5月～3月 放課後子ども教室の実施 2月中旬 地域連絡会議の開催
家庭教育支援事業 予算額：271千円	○4月22日 わが子の写真撮り方講座	4月22日 第1回家庭教育講座1回目 5月14日 第1回家庭教育講座2回目 未定 第2回家庭教育講座

### 児童館運営費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
児童館・放課後児童クラブ 予算額：185,290千円	○児童クラブ入所随時受付け ○4月1日 穂高西小児童クラブ分室 開所	5月～7月 施設修繕対応 11月 入所説明会、入所申請受付け 12・1月 入所審査・調整 2月 入所決定通知書発送 3月 入所説明会

### 成人式実施事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
成人式 予算額：4,361千円		8月～11月 實行委員会 11月 対象者案内送付 12月 来賓への安藍通知 1月7日 成人式

スポーツ推進担当

### 社会体育総務費事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
スポーツ推進委員会 予算額：2,412千円	3月7日 平成28年度第3回スポーツ推進委員会 全体会議 4月17日 平成29年度第1回スポーツ推進委員会 全体会議	
スポーツ推進審議会 予算額：182千円		5月上旬 委員決定予定 5月下旬 審議会開催予定
各種競技会及び発表会出場者 激励金交付事業 予算額：1,200千円	<H28年度実績> 3月末現在 申請件数：69件 交付額：1,020千円	申請に基づき隨時対応
第2次安曇野市スポーツ推進 計画の策定	3月末 市民アンケート結果集約	4月20日 第2回府内PT会議の開催 4月28日 第2回策定委員会の開催

## スポーツ振興事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
スポーツ教室等 予算額：9,367千円	各種スポーツ教室の申込受付 (46教室・定員2,026人)	○市町村駅伝大会 4月29日 場所：松本市
市民スポーツ祭 予算額：1,500千円		5月18日 第1回実行委員会の開催 6月25日 第8回市民スポーツ祭総合開会式及びスポーツ交流会等

## 社会体育施設管理費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
穂高立足マレットゴルフ場松伐採工事		平成30年3月上旬 松伐採工事契約予定
三郷文化公園グラウンドバッくネット防護マット設置工事		11月上旬 設置工事契約予定
公共施設予約システム	3月25日 5・6月分インターネット施設抽選予約開始 4月1日 5・6月施設予約開始(窓口)	5月25日 7・8月分インターネット施設抽選予約開始 6月1日 7・8月施設予約開始(窓口)

## 南部総合公園体育施設建設費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
豊科南部総合公園体育施設建設事業	3月～4月 新総合体育馆建設基本設計業務委託の準備	4月下旬 第1回 新総合体育馆建設基本設計者審査検討委員会開催 5月初旬 プロポーザルの公告

## 平成 29 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈文化課〉

文化振興係

### 芸術教育普及事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
能楽教室	期日／会場 6月 27 日(火)／三郷中学校 6月 28 日(水)／穂高西小学校 演目 土蜘蛛 出演 立命館大学能楽部、青木道喜氏(観世流能楽師)	・5月中旬、会場校との打ち合わせ
安曇野紙ヒコーキ大会 教育委員会共催	・紙ヒコーキ教室 期日 4月 8 日(土) 豊科南社会体育館 10人 ・紙飛行機競技大会 期日 4月 9 日(日) 穂高総合体育館(雨天) 20人	

### 文化振興計画推進事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
文化振興計画 進捗管理	第1回第2次安曇野市文化振興計画策定委員会 期日 4月 26 日(水)	

### 文化イベント補助事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
信州安曇野能楽鑑賞会 主催：信州安曇野薪能実行委員会	第27回信州安曇野能楽鑑賞会 期日 8月 19 日(土) 会場 豊科公民館ホール 演目 舞囃子「敦盛」、能「頼政」「船弁慶」、狂言「(未定)」 ・第1回実行委員会 4月 19 日(水)	「子ども能楽教室」 仕舞・連吟の練習 ・募集 4/19～ ・練習日：5/19、20、 6/10、7/7、8、21、 22、8/6、11、18
第13回あづみの公園早春賦音楽祭 主催 実行委員会	・第4回実行委員会 期日：4月 27 日(水) あづみの公園早春賦音楽祭 期日：5月 4 日(木・祝) 内容 園内 8つのステージで、「早春賦」合唱、「吹奏楽の祭典」など多彩に開催。	・事務局会議 4月 20 日(木) ・第4回実行委員会 4月 27 日(木)
早春賦音楽祭 本ステージ	・期日 5月 29 日(日) 穂高会館	

## 文化団体補助事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
「安曇野文化」刊行	・安曇野文化編集委員会 期日 4月19日(水) 春号の発行について	

## 美術館博物館連携事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
安曇野市美術館博物館連携事業	・美術館博物館年間予定表の作成(4月下旬発行予定) ・安曇野市美術館博物館連携事業 第1回実行委員会 5月上旬予定	

## 文化振興総務費

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
安曇野市博物館協議会	・平成28年度第3回博物館協議会 期日:3月16日(木) 平成29年度事業計画について ・平成29年度第1回博物館協議会 期日:5月11日(木) 平成28年度事業報告について	
安曇野市美術資料等選定委員会	・平成29年度第1回選定委員会(非公開) 期日:5月11日(木)	

## 高橋節郎記念美術館教育普及事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
第5回そば猪口アート公募展	・巡回展:白鷹町文化交流センター「あゆ一む」(山形県) 会期 3月1日(水)~20日(月) 入館者数 328人	
南の蔵「冬季展示」	・加藤恵子「ハワイアンキルト展」 3月1日(水)~12日(日) 入館者 518人 ・小林紀美子「水墨画展」 3月15日(水)~24日(金) 入館者 348人	
早春邦楽演奏会	期日:3月26日(日) 14時~15時 会場:記念美術館 主屋 聴講者数 104人 出演:渡辺清堂(尺八) 安藤登志子(箏) 河上美貴子(箏) 中澤弘子(ピアノ)	
第6回そば猪口アート公募展	概要:全国から自作の「そば猪口」を公募し、入選作品を展示する。 募集 6月9日(金)~22日(木) 展覧会 9月5日(火)~10月9日(月)	安曇野市商工会・安曇野スタイルネットワークとの連携

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
高橋節郎没後 10 年企画展	・展覧会名：高橋節郎没後 10 年—わたしのうるし— 会期 平成 29 年 6 月 17 日（土）～8 月 20 日（日） 概要：高橋の没後 10 年の節目にあたり、個人所蔵の高橋作品を中心に構成し、高橋芸術の知られざる初期の作品から、代名詞とも言える漆屏風作品を紹介する。	展覧会開会式 6 月 17 日（土）

### 文化財保護係

#### 文化財保護事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
文化財事業補助金申請事務手続き	文化財の保全等に関する、補助事業を実施 無形民俗文化保存伝承 有形文化財の修理 文化財の維持管理等の申請手続き	随時事務処理を行う。
登録有形文化財 飯田家住宅 「醸造蔵」「醸造蔵 1」き損に伴う手続き等	昨年度末にき損があった「醸造蔵」「醸造蔵 1」について、文化庁調査官、県教委、信大工学部建築学科による現地確認。4/5 4/11	現状変更の方向性について検討
重文 曾根原家住宅修理事業について	平成 29・30 年度に行われる修理事業に関し所有者、文化財建造物保存技術協会との打ち合わせ。4/14	
文化財保護へ向けた啓発活動	広報への文化財コラムの掲載	
記録選択 「安曇平のお船祭り」調査準備	記録作成の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択 「安曇平のお船祭り」調査についての準備を行う。	調査組織の立ち上げ

#### 埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
川岸最氏宅遺跡 試掘調査	一般開発に伴う試掘調査を行う。4/4	
追堀遺跡発掘調査	一般開発に伴い、埋蔵文化財に影響を与える可能性のある浸透樹部分のみの調査を行う。4/14	
埋文関係者研修	埋蔵文化財の保護についての研修 4/20 参考：文化財行政事務担当者と開発業者	
報告書作成に向けた遺物整理作業	穂高神社境内遺跡他	

事業(懸念事項)	現況	今後の取り組み
埋蔵包蔵地内工事立会い	埋蔵文化財包蔵地内での一般開発・公共事業に伴う工事立会を行う	開発業者との連絡調整の徹底
文化財保護法 93・94条関係の事務	周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる際の届出・通知受付事務	随時対応

### 博物館係

#### 郷土博物館事業

事業(懸念事項)	現況	今後の取り組み
常設展	<p>「祝!拾ヶ堰開削 200 年」展示替え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容:測量や工事の技術について、開削後の拾ヶ堰の改修や利用の変遷に関する展示を加える。</li> <li>会期:4月 8 日 (土) ~</li> <li>会場:豊科郷土博物館 1 階展示室</li> </ul>	
企画展	<p>「安曇野のレッドデータ展Ⅱ～失われゆく植物たち～」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容:安曇野市の変化にとんだ自然環境の中で、近年数を減らし絶滅の危機にある動植物についてまとめられたレッドデータブックから、今回は植物編として紹介する展示。</li> <li>会期:3月 4 日 (土) ~4 月 9 日 (日)</li> <li>会場:豊科郷土博物館 2 階展示室</li> </ul> <p>「第 33 回友の会山草・サクラソウ展」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会期:5 月 3 日 (水) ~6 日 (土)</li> <li>会場:豊科郷土博物館 2 階学習室</li> </ul>	
郷土博物館・新市立博物館準備室出前展示(コンパクト展示)	<p>「安曇野の春の訪れ展」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内容:春の七草に係る安曇野の自然や暮らしについて</li> <li>会期:3 月 16 日 (木) ~4 月 15 日 (土)</li> <li>会場:市本庁舎 1 階ロビー中央</li> </ul>	<p>「安曇野の特産物」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会期:5 月 16 日 (火) ~6 月 20 日 (火)</li> <li>会場:市本庁舎 1 階ロビー中央</li> </ul>

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
	<p>「安曇野の春の訪れⅡ～桜の世界～」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容：さくらの語源やなぜ墓地にしだれ桜が多いのか、植物としてのサクラをひもとき、代表的なサクラの種類を紹介</li> <li>・会期：4月16日(日)～5月16日(火)</li> <li>・会場：市本庁舎1階ロビー中央</li> </ul> <p>「興味津々あづみの FOODその2—お姫様御膳から庶民まで・江戸時代から現代へー」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容：市制施行10周年記念として開催された企画展「興味津々あづみの FOOD」を基本とし、江戸時代から現在までの食を対象にした展示。</li> <li>・会期：3月28日(火)～5月7日(日)</li> <li>・会場：穂高交流学習センター交流ギャラリー</li> </ul>	
講座・学習会等	<p>「安曇野のスミレ観察会」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・期日：4月30日(日)</li> <li>・場所：穂高、堀金等市内北西部の市のバスで移動</li> <li>・参加費：保険料等は自己負担</li> <li>・定員25人</li> </ul>	

### 郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
穂高郷土資料館	北アルプス山麓で発掘された縄文土器や土偶のほか、農具や漁具、養蚕資料など民具を展示。隣接する「鐘の鳴る丘集会所」の関連資料も展示。	
穂高鐘の鳴る丘集会所の施設使用	郷土の歴史や文化に係る学習や青少年の健全育成に関する事業を行う市民等の利用に供する。	

### 貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
企画展示	<p>安曇野風土記Ⅲ出版記念「さくら サクラ 桜」写真展</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容：『安曇野風土記Ⅲ』所載の写真30点を展示。</li> <li>・会期：～4月30日(火)</li> <li>・会場：貞享義民記念館1階企画展示室</li> </ul>	

### 公文書開館準備事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
安曇野市公文書館業務検討委員会	安曇野市公文書館業務検討委員会設置要綱の制定及び委員の選任	第1回安曇野市公文書館業務検討委員会 会議日:5月29日(月) 予定

### 歴史文書整理事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
歴史文書整理	古文書整理作業(二木家文書整理)	文化財資料センター 保存の古文書の確認

### 歴史的価値ある公文書整理事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
歴史的価値ある公文書整理	歴史的価値ある公文書としてのシステム登録 公開・非公開の選別作業	文書管理・検索システム機能追加の検討

### 地域資料収集・整理事業

事業(懸案事項)	現況	今後の取り組み
地域資料収集・整理	穗高古文書勉強会の運営委員の方々に目録作成のための調査を依頼。	

## 平成 29 年度事業進捗状況報告（懸案事項等）

〈図書館交流課〉

図書館交流担当

### 交流学習センター(施設)事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
穂高交流学習センター事業		○さんば市 期日：5月20日（土）・5月21日（日） 会場：穂高交流学習センター「みらい」交流広場及び館内 ○市民「マイ・コレクション」展（Part1） 会期：5月23日（火）～7月中旬 会場：穂高交流学習センター「みらい」交流ギャラリー
豊科交流学習センター事業		○熊井啓監督没後10周年記念顕彰展示 会場：豊科交流学習センター「きぼう」

### 交流学習センター(建設)事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
交流学習センター費	○工事進捗状況 4月中に基礎工事が終了見込み	

### 図書館事業

事業（懸案事項）	現　　況	今後の取り組み
図書館事業		○平成29年度長野県図書館長会議 ・期　日：5月24日（水）10:30～15:30 ・場　所：本庁舎4階大会議室  ○図書館協議会（第1回） ・期　日：5月下旬～6月上旬頃 ・場　所：未定 ・内　容：「平成28年度事業報告について」、「第2次図書館基本計画の策定について」、「その他」